

船橋市地域防災計画(案)に対する意見募集 (パブリック・コメント)の結果について

船橋市地域防災計画(案)に対して市民の皆さまからお寄せいただきましたご意見及びそれに対する本市の考え方について、取りまとめましたので公表します。

1. 意見募集(パブリック・コメント)の実施概要

(1) 意見の募集期間

- 令和6年12月15日(日)～令和7年1月19日(日)

(2) 意見の募集方法

- 広報ふなばし(令和6年12月15日号)及び市ホームページに意見募集(パブリック・コメント)のお知らせ掲載
- 危機管理課、行政資料室、船橋駅前総合窓口センター、各出張所・連絡所・公民館・図書館及び市ホームページにおいて、計画(案)を公表

(3) 意見を提出できる方

- 船橋市内に住所を有する方
- 船橋市内に通勤または通学されている方
- この案に関し、利害関係を有する方(市内で事業を営む方など)

(4) 意見の提出方法

- 郵送、FAX、電子メール、直接持参またはオンライン申請のいずれかの方法

(5) 意見の数

- 1 件 (提出者 1 名)

2. お寄せいただいたご意見と市の考え方

No.	ページ	ご意見	市の考え方
1		平時より、避難所となる公共施設（公民館など）に対し、フレグランスフリー（無香料化）の協力を職員に周知願います。 最近ではペットの避難なども声が上がり始めましたが、どんな市民も不安なく避難できる場所であってほしいです。化学物質過敏症の人、つわりの妊婦や、喘息持ちの人、あらゆる人に、クリーンな空気は必要です。 誰も置き去りにならないように願います。避難訓練などのイベント時にもお知らせに注意書きを書く、また、現地に5省庁連盟のポスター「その香り困っている人がいます」を掲示していただければ市民の目に止まります。 普段から洗濯を無香料で行っていれば誰のことも傷つけずに済みます。平時からの備えが重要です。避難してきた住民の香りにより職員が健康被害を受けることも予防できると思います。	本市では香りに困っている方がいることの周知のため、市ホームページ等にて、国が作成したポスターを掲示し、香りに困っている方への配慮を呼び掛けており、引き続き国から発信されている情報等を周知いたします。 また、避難所運営マニュアルの中には、フレグランスフリーに特化した内容ではありませんが、高齢者や乳幼児、妊産婦などに加えて避難所を利用する人が抱える様々な事情を考慮する必要性についても記載し、周知を図っているところです。

※ ご意見については、原文のまま掲載しています。